

屋外広告物関係

なぜ、自分の店舗や敷地に設置する広告物に規制があるのか？

屋外広告物には、商品や店名の宣伝などの情報源としての面と、建築物や自然の風景などとともに景観を形成している面がある。

屋外広告物が無秩序に氾濫すると、情報伝達機能が低下するだけでなく、周囲の景観との調和が崩れ、良好な景観を損なうことになる。

また、屋外広告物が適切に設置、管理されなければ、景観を損なうだけでなく、道路の見通しが悪くなり交通安全上の問題を引き起こしたり、強風や地震による崩壊などにより、生命や財産を奪う危険性があり、公衆への危険防止の観点から、必要な規制を行う必要がある。

なぜ、許可が必要か？

許可は、特定の行為を一般的に禁止している場合において、一定の要件を備えている者に対してこの禁止を解除して、適法にその行為ができるようにするものである。

屋外広告物を設置する場合の許可においても、条例によって広告物が規制されている地域での屋外広告物の設置は、美観風致の維持と公衆への危害防止の目的のため一般的に禁止されており、基準を守っている広告物の設置については、この禁止を解除し、広告物の設置ができるようにしているということであり、原則、許可が必要となる。

なぜ、許可申請手数料が必要か？

許可事務を行うためには、許可事務のための人件費等審査に対する経費が必要となる。

この費用は、受益者が負担することになっているため、広告物を出すことで利益を受ける方から、許可に要する費用を徴収することになる。

なぜ、許可期間があるのか？

屋外広告物は、屋外での表示のため、日光を浴び、風雨にさらされていることによって、表示が消えたり腐食が発生し、美観風致を損ねたり、倒壊により人や物へ危害を与える危険性がある。

また、どれだけ管理をしっかりと行っても経年劣化は防げないため、許可期間を定め、許可申請、更新申請ごとに、良好な状態を保つように管理する必要がある。